

能登半島地震

被災者支援のお知らせ

令和6年能登半島地震により被災された市民の皆さまが、一日でも早く、安全・安心な生活を送ることができるよう、各種支援制度などをご案内します。

り災(被災)証明書について 市税務課 資産税係 22-6901

市では、り災証明書の申請を受け付けています。証明書は後日、家屋の状況を確認後発行します。

■まず、被害写真の撮影をお願いします

「被害のあった箇所（被害箇所ごと）」を撮影してください。

（例）瓦の一部落下、外壁の一部ひび割れ、雨どいの破損、窓ガラスの破損など

※写真を撮らないと、支援制度を利用できない場合があります。

■申請に必要なもの

- ・被害箇所の写真
- ・本人確認できるもの（運転免許証など）
- ・り災証明申請書、被災証明願
（市税務課窓口にあります。市ホームページからのダウンロードも可能）



市ホームページ

■受付時間（土、日、祝はホームページでご案内）

8：30～11：30、13：00～17：00（時間は変更になる場合があります）

り災証明について（住家に被害を受けた人が対象）

「り災証明書」とは、災害により住家（住まいをしている家）が被害を受けたことを証明するもので、税の減免、各種貸付金、融資（住宅金融支援機構、商工融資など）の支援、保険などの支払いを受けるために、被害を公的に証明するものです。り災証明書の申請をすると、市職員による現地調査後、り災証明書を交付します。※現地調査は敷地内に立ち入り調査を行いますので、ご協力をお願いします。

■自己判定方式について

住家の損害割合が明らかに10%未満であり、申請者が「一部損壊」という調査結果に同意いただける場合、調査員による現地調査を行わず、被災者の人が撮影した写真などにより損害認定を行います。

（例）瓦の一部落下、外壁の一部ひび割れ、雨どいの破損、窓ガラスの破損など

被災証明について（住家以外の構築物・動産・土地に被害を受けた人が対象）

「被災証明」とは、住家以外の構築物（空家、倉庫、ブロック塀など）、動産（車両、家財など）および土地について、被害の状況を市に届け出たという事実を証明するものです。被災した状況の程度や被災した事実を証明するものではありませんので、現地調査は行いません。住家以外で被害に遭われた人で、被災証明が必要な場合は、申請してください。

■住宅の修理

①緊急修理・・・対象は R6.1.31 までに修理が完了した工事
ブルーシートなどの展張作業費および資材費を、最大 5 万円補助します。



②応急修理・・・対象は R6.6.30 までに修理が完了した工事
り災証明書で「準半壊」以上の被害を受けた住宅について、屋根や床、壁、窓、台所・トイレなど日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急的な修理にかかる経費を、最大 70 万 6,000 円補助します。

①、②ともに

※住宅が対象であり、納屋、車庫、空家などは対象外です。

※原則着工前に申請が必要ですが、早急に修理が必要な場合は、必ず施工前、施工中、施工後の写真を撮影しておいてください。写真がない場合、補助の対象とならない場合があります。

※業者へ工事代金の支払いが完了してしまうと制度を利用することができませんので、ご注意ください。これらは市が業者に直接工事代金を支払う制度です。

修理の完了期限については、延長になる場合がありますので、決まり次第ホームページなどでお知らせします。

■危険なブロック塀の撤去

【対象】道路に面した危険なコンクリートブロック造または石造などの塀と門柱の撤去費の一部を補助します。

【助成額】1 平方メートル当たり 4,000 円（面積の上限なし）

■賃貸型応急住宅

ご自宅での居住ができなくなった人への一時的な住まいとして、民間の賃貸型応急住宅が使用できますので、市地域整備課までお問い合わせください。

【入居対象者】次の①～④のいずれかに該当する人

- ① 住宅が全壊し、居住する住宅がない人
- ② 半壊であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う人
- ③ 住宅の応急修理制度を利用される人のうち、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれる人
- ④ 二次災害などにより住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路など）が途絶している、地滑りなどにより避難指示等を受けている（※1）など、長期にわたり（※2）自らの住宅に居住できないと市が認める人（※3）

※1 雨が降れば避難指示などが発令されるような場合など。

※2 対策に概ね1か月以上かかり、自らの住宅に居住できない場合。

※3 応急危険度判定により、「危険（赤色）」と判定され、住宅に立ち入ることが困難な人など。

- ・ 最長 2 年入居可
- ・ 家賃は市が負担
- ・ 水道光熱費は入居者が負担



制度詳細は市ホームページへ▶▶▶



被災者生活再建支援金について 市健康福祉課 援護係 22-3939

■被災者生活再建支援制度

被災された皆さまの生活再建を支援するための制度です。

地震により居住する住宅が全壊・半壊するなど、住宅の被害の程度に応じた基礎支援金および住宅の再建方法に応じた加算支援金が支給されます。

例

支援金の支給額（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

区分	基礎支援金	加算支援金		合計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
全壊(損害割合50%以上) 解体 長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借(公営住宅除く)	50万円	150万円
大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅除く)	50万円	100万円
中規模半壊 (損害割合30%台)	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅除く)	25万円	25万円

- 支援金の申請には、り災証明書が必要です。市税務課での申請をお願いします。
- 上記の支給額は「国の支援金制度」の一例です。
- 支援金の額や内容、申請窓口、申請方法、申請期間については、詳細が決まり次第お知らせします。

税金、保険料、保育園の利用料などの減免・猶予に関するご案内については、今後発行される「広報はくい」でお知らせしますので、ご確認ください。

道路の補修・除雪について 市地域整備課 施設管理係 22-1119

■補修について

地震により、市内の至るところで道路の陥没、亀裂などが発生しています。

危険箇所には、コーンなどを設置していますが、通行には十分ご注意ください。

現在、緊急度が高い箇所から応急復旧を実施していますが、本格復旧についても緊急度が高いものから補修していきます。道路復旧までの間、近隣住民の方々にはご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

■除雪について

地震による道路陥没や亀裂などの影響により、除雪作業に時間がかかる可能性があります。

また、地盤が緩んでいるため、新たな道路陥没や地盤沈下を誘発する恐れがあることから、消雪施設の稼働や機械除雪が実施できない場合も想定されます。

なお、消雪施設については、順次点検を進めていますが、正常に稼働しない場合は、機械除雪にて対応します。

ごみの収集について

市環境安全課 環境資源係 22-7137

【可燃ごみ】通常通り収集可能

【資源ごみ】1/8（月）から収集再開

【地震により発生した災害ごみ】1/12(金)～2月末予定

- ・受入時間 9:00～16:00（受付は15:30まで）
- ・場所 羽咋運動公園駐車場（交通規制あり）
- ・持ち込みできる日

偶数日：羽咋地区、千里浜地区、粟ノ保地区、富永地区

奇数日：邑知地区、余喜地区、鹿島路地区、越路野地区、一ノ宮地区、上甘田地区

※ごみは分別して持ち込みしてください。

※クリンクルはくいへの直接持ち込みは現在、受け入れしていません。



【羽咋運動公園利用の方へ】

公園は利用可能ですが、駐車場の利用は出来ません。
公園利用の際は危険ですので、ごみ置き場に入らないください。

【地震により発生したコンクリート（ブロックなど）、アスファルト】

- ・受入時間 8:30～17:00（平日のみ）※3月末まで
- ・場所 株式会社古永建設 産業廃棄物処分場（千路町ノ159-1）
- ・電話 24-1335



市ホームページ

■被災住宅などの解体補助制度

り災証明書で半壊以上の被害を受けた家屋の解体にかかる補助については、詳細が決まり次第お知らせします。

⚠️ 地震災害に便乗した犯罪被害にご注意！

- 地震災害時、「無料点検をしてあげる」と訪問し、「このままでは大変なことになる」などと不安をおおって不必要な高額リフォーム工事を勧めてくる『点検商法』という手口など、災害に便乗した犯罪被害が増えています。

トラブルに遭わないためのポイント

- ・「保険を使って自己負担なく修理できる」「申請サポートする」と勧誘されたら要注意
- ・契約を迫られても、その場では契約しないこと
- ・契約する前に、家族や他の業者にも相談すること
- ・契約するときは、工期や費用を十分確認すること

訪問販売や電話勧誘販売での契約は、「クーリング・オフ」ができます。

不安なときは、警察署または市消費生活センターまでご相談ください。

問 市消費生活センター（市商工観光課内） ☎22-5941 / 羽咋警察署 ☎22-0110

災害に関する情報は、市ホームページ、LINE、安全・安心メールにて発信しています。
随時更新いたしますので、ご確認ください。



市ホームページ



公式 LINE



安全・安心メール

発行者 羽咋市（秘書課担当）
〒925-8501 石川県羽咋市旭町ア 200 番地

☎0767-22-0771 FAX 0767-22-8109
メール kouhou@city.hakui.lg.jp